

○申告受付日程表

期日	場所	受付時間	対象地区
2月15日(火)	久寿軒老人憩の家	9:30～11:30 13:00～15:00	北川一区・北川二区・久寿軒
2月16日(水)	天坪地区複合集会所 郷の家	9:30～11:30 13:00～15:00	戸手野・馬瀬・枯谷 本村・峰
2月17日(木)	穴内会館	13:00～16:00	式岩・和田・尾生・磯谷・穴内1－1 穴内1－2・穴内二区・穴内三区
2月18日(金)	奥大田集会所 川戸集会所	10:00～11:30 13:30～16:00	奥大田・西梶ケ内 上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火
2月21日(月)	総合ふれあいセンター	9:30～12:00	東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋 和田・船戸
2月22日(火)	総合ふれあいセンター	10:00～12:00 13:30～15:00	大田口・目付・西梶ケ内・東梶ケ内 石堂・奥大田・西寺内・東寺内
2月23日(水)	中和・刈屋多目的集会所 立川三谷公会堂	10:00～11:00 13:00～15:00	中和・仁尾ケ内・刈屋 三谷
2月24日(木)	一の瀬公民館 川口公民館	9:30～11:30 13:00～15:30	一の瀬・中央 川口・谷・式岩
2月25日(金)	大砂子地区公民館(国道沿) 岩原部消防屯所兼避難所	9:30～11:30 13:00～15:00	大砂子・柳野・永淵・大久保 岩原・筏木・西峰三谷
2月28日(月)	ゆとりすと交流センター	9:30～11:30 13:00～14:00	安野々・西土居・八川・佐賀山 東土居・川戸
3月1日(火)	西峰公民館 (旧西峰へき地保育所)	9:30～11:30 13:00～14:00	野々屋・土居・久生野・大畑井・沖 蔭・柚木
3月2日(水)	東豊永生涯学習センター	9:30～11:30 13:00～14:30	大平・大滝・落合・高原・川井・中内 立野・西川・粟生
3月3日(木)	八畝集会所 怒田ふるさと館	10:00～11:30 13:00～15:00	八畝・西川・立野 怒田・南大王・三津子野
3月4日(金)	大豊町農工センター (1階会議室)	9:30～11:30 13:00～15:30	小川・津家・日浦・高須 大王下・大王上・杉・桧生・川口南・葛原
3月6日(日)	住民課税務班 (役場1階)	9:00～11:30 13:00～16:30	全地区

◎当日出席できない方は、3月15日（火）までに税務班（役場1階）へお越しください。また、対象地区以外の場所で申告をされる方は、事前に役場税務班までご連絡ください。

問い合わせ先 …住民課税務班

所得税・贈与税の申告と納税は……………3月15日まで
消費税及び地方消費税の申告と納税は……………3月31日まで

南国税務署では、税務署1階事務室内に申告会場を設置し、手引きや確定申告書等作成用パソコンを用意しています。これらをご利用し、ご自分で確定申告書を作成してください。
所得税と消費税及び地方消費税の確定申告は、役場でもできます。

問い合わせ先 …南国税務署（☎088－863－3215）



平日お忙しい方は、3月6日（日）に役場で申告を！

役場からのお知らせ

町県民税の申告は3月15日までに！

今年も各地区で、職員による所得申告の受け付けを実施します。申告書を回覧等でお願ひしていますので、必要部数を受け取り、下記の事項をご留意のうえ、該当する場所で申告書を提出してください。

◆次に該当する人以外は全員申告書を提出してください。

- 所得税の確定申告書を提出している人
- 平成22年中の所得が給与所得のみであった人
- 20歳未満で収入がない人
- 平成23年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
- ※収入がなかった場合でも、国民健康保険税や、老人医療・介護保険・障害者等の負担区分判定の資料になりますので、必ず申告書を提出してください。（郵送可）



◆次の収入がある場合は、必ず計算書を持参してください。

- 園芸・ぜんまい …出荷先の業者が発行する計算書および必要経費の明細書
- 米・野菜等 …収入と支出（経費）の分かるもの
- 日労所得 …事業所が発行する賃金支払明細書
- 個人年金（公的年金等以外の年金） …保険会社発行の通知書（証明書）

※申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

◆所得から差し引かれる金額等（証明書や領収書などが必要です）

- 雑損控除額（地震・火災・風水害などによる）
〔損失の金額－保険等補てん額〕－〔合計所得金額の10%〕または〔災害費用－保険等補てん額〕－5万円 の多い金額
- 医療費控除額
（支払った医療費－保険等補てん額）－〔合計所得金額の5%〕または〔10万円〕のいずれか少ない金額（領収書添付）
- 社会保険料控除額
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料（証明書必要）の支払額
※年金から保険料等を引き落としされている方は、社会保険庁から送られてきている「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」が必要です。
- 小規模企業共済等掛金控除額
- 生命保険料控除額（一般の生命保険料と個人年金保険料 控除限度額それぞれ35,000円）
①15,000円以下…支払保険料の全額
②15,000円を超え40,000円以下…支払保険料×1／2＋7,500円
③40,000円を超え70,000円以下…支払保険料×1／4＋17,500円
④70,000円を超える場合…35,000円
- 寄附金控除（条例で定めた団体等に5千円を超える寄附を行った場合）
〔寄附金合計額－5千円〕または〔総所得金額×30%－5千円〕のいずれか低い額が控除の上限となります。（領収書必要）
- 地震保険料控除額（地震＋旧長期）の最高限度額は25,000円
①地震保険料で50,000円以下…支払保険料の1／2
②地震保険料で50,000円を超える場合…25,000円
③旧長期損害保険料（火災保険等）で15,000円を超える場合…10,000円



軽自動車税・固定資産税・町県民税・国保税の納め忘れはありませんか？